

教育委員会会議録

令和元年9月6日(金) 午後1時30分 開会

午後2時14分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、広沢憲治委員、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員

3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、小林整次学習教育部長、川村雄司生涯学習監
山田知子総合教育センター所長、稲垣直樹総務課長、稲垣宏恭教育企画課長
宮川俊行財務施設課長、中田勝徳教職員課長、稲葉均福利課長
大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長、伊藤克仁義務教育課長
鈴木能成特別支援教育課長、木村誠保健体育課長、高橋亮太文化財保護室長
伊藤尚巳総務課主幹、横丁壽美恵教育企画課主幹、高井俊直教職員課主幹
加納澄江高等学校教育課主幹、畑中丈彦特別支援教育課主幹
太田佳永子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項(1)公立学校教員の懲戒処分について及び報告事項(6)令和2年春の叙勲候補者選考の代決については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(2) 令和2年度使用県立高等学校教科用図書採択結果について

小島高等学校教育課長が、令和2年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(3) 令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について

伊藤義務教育課長が、令和2年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (4) 令和2年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について
鈴木特別支援教育課長が、令和2年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

資料中、特別支援学校小学部視覚障害者用の欄は未定とあるが、今後どのような手続きで進められるのか。

(鈴木特別支援教育課長)

教科書会社が需要数を見込んで作っているものについては出版社が早くから決まってくる。数が少なく、文部科学省から教科書の目録が出て採択されたものについては、出版社というよりボランティア団体がつくるようなものもあるため、現時点では未定となっている。

- (5) 平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について
伊藤義務教育課長が、平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

学校や地方が改善に取り組むためには相対的な結果を事務局と現場が共有する必要があると思うが、一般的な公表とは別に情報共有はどのように行うのか。

(伊藤義務教育課長)

各学校は自校の平均と全国平均とを比較して何が足りないのか分析ができる。数値としては示さないが、問題のタイプ等で弱い箇所がわかる。また、保護者等に対しては、弱い箇所や改善点の公表は行う。

(伊藤委員)

名古屋市のある小学校では読書感想文が夏休みの宿題からなくなった。一方で毎日日記をつけることを課している学校もある。地域によって取り組みの傾向が変わっている。数値として見れば努力が結果に結びついていることもわかる。せつかくの結果であるので全国平均と比較するだけでなく、もう少し踏み込めるとよいと思う。

- (6) 令和2年春の叙勲候補者選考の代決について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第7号 「在校時間(時間外)等が80時間を超過」した、職員のいる学校(大治中学校等)については、(安全配慮義務違反により)校長を処分すること
長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(伊藤委員)

校長が安全配慮義務違反に問われるのは、どのような場合があるか。

(中田教職員課長)

過去の判例からみると、福井県の新規採用教員が自殺した事案では、裁判所は、所定勤務時間外に月平均 120 時間以上在校し指導・対応等行っていたことを「強い心理的負荷を伴う業務に極めて長時間従事していた」とし、「校長は、状況を認識していたにもかかわらず、業務の量を適切に調整し、勤務時間を軽減する措置などをとらなかった」と校長の安全配慮義務違反を認定した。予見可能性と結果回避可能性について怠っていたと判断される場合には、安全配慮義務違反に問われる。

今回の請願にある大治中学校の場合は、校長の予見可能性については証明することは難しいが、学校衛生委員会において各職員の在校時間数を共有し、改善の手立てを協議したり、校長と全職員が夏季休業中に面談を行い、在校時間の多い職員や健康面での不安を抱える職員などから、職務や心身の状況を聞き取ったりしているなど、改善に向けた指導を行っていることから、校長は、労務管理を適切に行っており、安全配慮義務違反には当たらないと考える。

(伊藤委員)

資料では 100 時間を超える残業時間が常態化している。処分するということは難しいが、例えば「在校時間等の状況記録」に「面接指導を希望する・しない」という欄がある。体調を聞いて早めの対策をとるという主旨だと思うが、「面接指導を受けるか」と聞かれると、「希望する」を選びづらいのではないか。小さな文言から見直す余地があるのではないか。

(稲葉福利課長)

面接指導という言葉は労働安全衛生法中の規定の言葉をそのまま引用している。法ではこの規定だが、運用上であれば検討の余地はあると考えられるため、県としては関係機関との検討を行い、市町村にも投げかけをしていきたい。

7 議案

第 23 号議案 教育に関する事務の点検・評価報告書について

稲垣教育企画課長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書を県議会に提出し公表する必要があるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第 24 号議案 令和 2 年度教職員定期人事異動方針について

中田教職員課長が、令和 2 年度公立学校教職員定期人事異動を行うにあたって、その基本方針を定めるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題（１）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について、及び協議題（２）公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく事前協議であるため、非公開において審議することとした。

- （１） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、会議録は別途作成。
- （２） 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

な し

10 特記事項

- （１） 長谷川教育長が今回の会議録署名人として伊藤委員を指名した。
- （２） 宮崎邦彦氏から、「在校時間(時間外)等が 80 時間を超過」した、職員のいる学校(大治中学校等)については、(安全配慮義務違反により)校長を処分することについて口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5 分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- （３） 傍聴人 1 名